

障発 0420 第4号  
平成27年4月20日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「「補装具費支給事務取扱指針について」の一部改正について」の訂正について

標記については、平成27年3月31日付障発0331第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「「補装具費支給事務取扱指針について」の一部改正について」を発出したところであるが、別表1の記載内容に一部誤りがあったため、別紙正誤表のとおり訂正する。については、改めて貴管内市町村、関係団体及び関係機関等への周知徹底を図られたい。

なお、訂正内容は平成27年4月1日に遡って適用されるものであり、その運用に遺漏なきよう取扱いをお願いしたい。